

令和2年5月21日

学生の皆さんへ

理事（教学担当）村松 俊夫

緊急事態宣言の解除に伴う授業体制について

先に全国に発令されていましたが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言ですが、5月14日に39県がこの対象から解除されることが国から発表されました。山梨県もこの解除対象県の中に含まれたことを受け、本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針は、レベル2から1（制限一小 活動制限）に引き下げられました。

ただし、前期の授業につきましては、令和2年4月13日付けで大学ホームページとYINS-CNSでお知らせしました「2020年前期における授業実施方針について（学生向け）」のとおり実施いたします。

なお、行動指針のレベルは引き下げられましたが、引き続き3密（密閉、密集、密接）とならぬよう充分注意するとともに、マスクの着用、咳エチケットの厳守、手洗い等手指消毒の徹底により学生自身への感染防止と、周囲の人々にウイルスを拡散しないよう自らを律した行動をとってください。